

# 令和4年度別府市人権教育学級

## 開級式及び第1回学習会

日時：令和4年6月9日（木） 10:00～11:50

場所：別府市役所 レセプションホール

### ●開級式

- 1 はじめの言葉
- 2 あいさつ  
・共生社会実現・部落差別解消推進課長



- 3 主催者・共催者・職員・託児担当者紹介
- 4 終わりの言葉

### I オリエンテーション

テーマ **昨年度の実施状況を知り、今年度の学習に活かそう**

#### ○人権教育学級の目的

部落差別問題をはじめとした様々な人権問題について正しく認識し、その解決にむけて差別のない共生社会の実現をめざすため、受講した保護者一人一人が、ものの見方・考え方や価値観、人との接し方、自己の生き方を問い直し、自他の人権尊重の意識と態度を育む。



この人権教育学級で学んだことを日常の生活はもちろん、PTA活動、地域活動等に活かし、広げていただきたい。

- 昨年度の実施方法と実績
- 昨年度の感想・学習の活かし方等紹介
- 今年度の実施方法

コロナ禍での開催となるので対策の徹底と協力をお願い、密を避けるため各校より1名の参加、時間調整のため班討議や全体交流は行わない。

○お知らせ

開催場所、変更の場合の連絡方法、託児室の開設、今年度の年間計画、各講座をホームページで公開しているので是非視聴を

## II 学習会

講師:教育相談員 二宮 京子

テーマ

人権学習は、人権課題を知ることから  
～学習を通して、人権感覚を磨き、人権意識を高めよう～

○なぜ、今、人権学習なのか・・・21世紀は、人権の世紀

- ・2016年から5年間の間に立て続けに出された人権関連の法律⇒日本の人権基準の高まり
- ・今までの人権感覚・意識では通用しなくなっている。人権意識のアップデートが必要

**SDGs (持続可能な開発目標) は、人権尊重がベース**

○人権とは⇒人間が人間らしく幸せに生きていくための権利で、私たち一人一人に平等に与えられたもの

○世界人権宣言・・・今年で採択から74年

○日本国憲法11条(基本的人権の保障)と14条(法の下での平等)

○別府市の人権教育・啓発の基本的なあり方

〈めざすべき新しい都市像〉 **「地域を磨き、別府の誇りを創生する」**  
人が最も重要でかけがえのない「財産」⇒市民の幸福が持続可能なまちの実現  
〈めざす姿〉 **人権尊重について自ら考え、理解と認識を深め、様々な状況での具体的な態度や行動に現れること**

○人権問題には、部落差別問題をはじめ様々な課題があります。

- ①部落差別問題
- ②子どもの人権問題
- ③女性の人権問題
- ④高齢者の人権問題
- ⑤障がい者の人権問題
- ⑥医療をめぐる人権問題
- ⑦外国人の人権問題
- ⑧性的少数者の人権問題
- ⑨さまざまな人権問題

より理解が深まるよう、それぞれについて、具体的な問題や関係する法律、問題を考える上でのキーワード等が示されました。

さまざまな人権問題には次のような課題があります。

- ・インターネットによる人権侵害 ・見た目問題 ・アイヌ(先住民族)の人々 ・犯罪被害者やその家族等 ・刑を終えて出所した人 ・北朝

鮮当局によって拉致された被害者等 ・ホームレス ・東日本大震災に起因する人権問題 ・人身取引（性的サービスや労働の強要等） ・ハラスメント（嫌がらせ・いじめ） ・新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題 …… など

○「報道に見る人権問題」として、新聞記事をいくつか紹介

### DVD視聴「新・人権入門」

・職場が舞台 ・いろいろな人権問題を提起する16のエピソード



←DVD「新・人権入門」を視聴する受講者  
・身の回りで起こっている人権課題について学び、悩み、考えることができる作品です。

### 人権侵害・差別とは・・・？

○人権侵害とは・・・幸せに生きるための権利を侵害すること

▲差別とは・・・異質の排除、支配と従属

- ・差をつけて区別する行為
- ・何らかの排除行為や拒否行為
- ・偏見や先入観によって、不利益・不平等・不公平な扱いをすること  
偏見や先入観とは、「みんながしているから」「昔からしているから」「みんなが言っているから」「うわさ」など

○差別や人権侵害をなくすために

差別は、無知と偏見から生まれる

- ・あるのにないことにされている少数者の人権侵害
- ・見ようとしなければ見えない差別、分かろうとしなければわからない差別⇒差別を見抜く力が必要。

↓

- ☆「関係ない（ひとごと）」から「向き合うこと（自分ごと）」へ、そして、「正しく知って」「偏見を無くしていく」
- ☆ 学ぶことで、「気づく」「人権感覚を磨く」そして、態度や行動へ
- ☆ 「差別しない」から「差別させない」へ  
※人権問題（差別）は、「差別される側」の問題ではなく、「差別する側」の問題です。



講師の話を熱心に  
聞く受講者

さまざまな人権侵害をなくし、人権が尊重される社会をつくるためには、私たち一人一人の不断の努力が必要です。

〈関係する法律〉

日本国憲法第12条（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

なにげない、親の差別を子が学ぶ



無自覚な伝達の連鎖を断ち切る

1994年  
大分県人権標語



**差別のない、明るい未来を子どもたちに渡せるよう、  
私たちが学習し、人権感覚を磨き、人権意識を高めていきましょう。**